

**令和8年度（2026年度）**  
**県外実需者マッチング食のみやこ推進事業費補助金 公募要領**

### 1 事業目的

熊本県は、変化に富んだ地形や気候、水資源を活かした豊富な農林畜水産物を有し、農業産出額、生産所得額、6次産業関連販売金額はいずれも全国トップクラスを維持している。

一方で、県外から見た食の知名度は十分とはいえず、県産品のさらなる認知度向上やイメージ向上が課題となっている。加えて、原油・原材料価格の高騰により県内の農林畜水産業者等が大きな影響を受けていることから、首都圏等の実需者（シェフ、バイヤー、大手食品企業等）と県内生産者のマッチングを目的とした生産者及び実需者の掘り起こしやツールの構築、産地視察や商談会等のイベント開催等を通じて、県産品の認知度向上や販路拡大、ひいては県内農林畜水産業者の緊急的な収益改善を図る取組みに対し、補助事業を実施する。

### 2 補助対象事業者及び補助率

- (1) 補助対象事業者：農林畜水産事業者を支援する民間事業者（※共同申請可）
- (2) 補助率：定額（上限8,536千円／者）
- (3) 採択者数：1事業者

### 3 補助対象事業

熊本県の農林畜水産物等の販路拡大・消費拡大を図るため、食のエキスパートと連携し、首都圏等実需者（シェフ、バイヤー、大手食品企業等）と県内生産者のマッチングに係る実需者及び生産者の掘り起こし、マッチングツールの構築、マッチングイベント（産地視察、試食会・商談会等）の開催等、販路拡大の取組みに要する以下の経費

#### (1) 首都圏等実需者と県産品・生産者を繋ぐマッチング体制構築費

- ・マッチングツール構築費
- ・マッチングツール運営費
- ・生産者、実需者の掘り起こしに要する旅費
- ・生産者情報シート作成費
- ・食材サンプル提供費 等

#### (2) マッチングイベント開催関連費

産地視察、試食・商談会等の円滑な実施に係る経費

- ・バス等借上げ費
- ・試食、試飲用食材等の購入費
- ・交流会開催関連費
- ・会場借上げ費
- ・机、椅子等什器設置費
- ・参加者旅費 等

### (3) 広報・宣伝費

熊本県産品の認知度向上及び販促を図るための情報発信にかかる経費

- ・チラシ、ポスター、パンフレット等の制作・印刷費
- ・SNSやウェブサイトを活用した情報発信に係る経費 等

### (4) 人件費・専門家謝金

- ・事業実施に必要な人材・専門家の謝金等にかかる経費
- ・運営スタッフの人件費 等

### (5) その他、事業目的の達成に必要な経費

- ・ノベルティの作成費
- ・通信費
- ・文具費 等

## 4 補助対象経費に掛かる留意事項

### (1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとする。

- ア. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ. 補助対象期間中に契約・支払が完了した経費
- ウ. 証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

### (2) 対象外となる経費について

- ・国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの。
- ・交付決定前に発生した経費及び令和9年3月19日以降に支払いが完了した経費
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費や電話代等
- ・補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- ・施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末、家庭及び一般事務用ソフトウェア等）
- ・経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料（ただし、経費の支払先が振込料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする）
- ・消費税及び地方消費税
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む）
- ・本事業に使用したのものとして明確に区別できない経費
- ・その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 5 実施スケジュール

1. 事業実施計画書の提出	令和8年4月30日(木) 午後5時 ※必着
2. 審査	令和8年5月11日(月) (予備日5月12日(火)) ※個別に10分以内の事業計画内容説明を行っていただきます。計画書等を取りまとめた後、開始日時や準備物を個別にお知らせします。予備日も含めて対応できるようご準備ください。なお、災害その他やむを得ない事情等により審査会の日程を変更する場合があります。
3. 内定(採択・不採択通知)	令和8年5月中旬頃(予定)
4. 交付申請書提出	令和8年5月下旬頃(予定)
5. 交付決定(事業開始)	令和7年5月下旬頃(予定)
6. 実績報告(事業完了)	令和9年3月19日(金)まで
7. 補助金支払い	令和9年3月下旬 ※必要に応じて概算払を行います。

## 6 応募方法

### (1) 提出書類

- ・ 要望書
- ・ 事業実施計画書(別記様式第1号)
- ・ 添付書類
  - ① 事業経費内訳書(別添1)
  - ② 誓約書(別添2)
  - ③ 会社概要が分かる資料(パンフレット等)
  - ④ 定款の写し(資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料)
  - ⑤ 直近1期分の決算書(貸借対当表、損益計算書等)
  - ⑥ その他補足資料

### (2) 提出方法 持参又は郵送

### (3) 提出部数 6部(正1部、副5部)

### (4) 提出先・問い合わせ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県農林水産部食のみやこ推進局 流通アグリビジネス課  
電話: 096-333-2470

E-mail: ryuutsuuaguri@pref.kumamoto.lg.jp

### (5) 提出締切り 令和8年(2026年)4月30日(木) 午後5時 ※必着

### (6) 注意事項

- ①以下に該当する場合、提出された書類は無効とする場合がある。
  - ・ 提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
  - ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されたもの
  - ・ 関係者に資料に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

②提出された資料の取扱いは以下による。

- ・提出書類は返却しない
- ・作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする

## 7 審査基準等

事業実施計画書の内容について、審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、採択事業者を決定する。

### (1) 審査会

採択事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、事業実施計画書の審査、採択事業者の選考を行う審査会を置くことし、審査員は熊本県職員の中から業務の関連または、業務の実績を考慮し5名選出する。

### (2) 審査及び採択事業者の選定

- ①審査会は提案内容等について、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した採択候補者（以下「採択候補者」という。）として選定する。ただし、参加申込者が多数の場合は、事業実施計画書を書類審査し、採用しうると判断された者のみを審査会参加の有資格者とする。

### 【評価の視点】

項目	視点	配点	傾斜	得点
1 実施体制				
	・事業の実施が可能である事業主体であり、事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、期間内に事業を円滑に遂行できるか	5	×2	10
	・県内生産者と県産品、県外実需者について広くネットワークと知識を有しており、イベント及び商談会への呼びかけや商品提案のサポートを行うことができるか。	5	×3	15
2 計画内容				
	・事業計画内容は本事業の趣旨に沿って立てられているか	5	×2	10
	・事業内容に独自性や新規性、発展性があるか	5	×3	15
	・マッチングの方法（マッチングツール、産地視察、試食・商談会等）や件数が具体的・効果的であり、実現性はあるか ※マッチング件数の下限は40件とする。	5	×4	20
3 事業の効果及び地域への波及効果				
	・地域や特産品のPRに繋がるものであり、地域経済への貢献度があるか	5	×2	10

	・事業が終了後も、県産品の販路拡大・消費拡大につながる工夫があるか	5	× 3	15
4 経費の妥当性				
	・予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。	5	× 1	5
合計				100

- ②審査員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×5人＝500点とする。また、最低基準を50点×5人＝250点とし、最低基準を満たす者がいなかった場合は、採択候補者該当なしとし、再度公募し、事業実施計画書を募集する。
- ③最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した審査員の多い企画から順に採択候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、評価項目「2計画内容」の点が高い者とする。
- ④審査結果については、審査会終了後、事業実施計画書を提出した者全員に速やかに通知する。
- ⑤選考理由に関する問い合わせ、もしくは異議については応じない。
- ⑥採択候補者が、採択を辞退した場合には、次点者を採択候補者とする。
- ⑦なお、応募者が1者のみであった場合においても、審査会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

### (3) 審査会の日時及び場所

- ①日時 令和8年（2026年）5月11日（月）午前10時から（予定）
- ②場所 熊本県庁 本館11階 1101会議室

## 8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下について了承すること。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うこと。